

G20サミット

金融サービス業界に対するアジェンダを熟考すべき時



Giles Williams (KPMG UK)
Pam Martin (KPMG US)
Simon Topping (KPMG China)

G20ブリスベン・サミットは、優先課題が、金融危機に対応するための規制改革から、雇用促進と経済成長の引き上げにシフトしたことを示すものでした。これは政策立案者にとって2つの重要な問いを熟考する機会となります。1つは、雇用創出と成長に対する金融セクターの貢献を、より最大化するにはどうしたらよいのか。2つ目は、現在進行中の金融改革の数を考慮すると、重要な改革イニシアチブを追加的に実施する前に、既に行われている多数の変更をきちんと消化するため、立ち止まる必要があるのではないのかという問いです。世界経済は、安定してきたとはいえ多くの分野で依然として非常に脆弱であり、金融機関の健全性に関する政策が、成長目標と確実にバランスが取れていることが重要です。

金融サービス、雇用、そして成長

G20は、最優先課題が雇用創出と成長の引き上げにシフトしていると宣言しました。とはいえ、金融セクターの安定と全体的な経済成長はトレードオフの関係にあります。実際、金融安定化策の強化は金融サービス・セクターが雇用創出および経済成長に貢献する力を削ぐという点にほとんどが同意し、金融サービスが雇用創出と経済成長により前向きな貢献ができるようG20は安定化に向けた改革の方向性と細部を調整すべきだとの提案が多数出されました。主なポイントは以下のとおりです。

- 保険会社・資産運用会社等金融業による長期資金の供給が円滑に利用・促進される必要があります。
- 特に米国以外の国において、より活発な資本市場が発展する必要があります。

- ローンや貿易金融による資金供給者としての銀行、リスク管理サービスの提供者としての銀行がその役割を果たすに際して、規制による制約やディスインセンティブは低減される必要があります。
- 金融機関、およびその顧客・投資家は、金融規制における更なる整合性と確実性を見ていく必要があります。

金融システムの安定は不可欠です。しかし、非常に安定しているが活気があまりない市場と、経済成長を維持し雇用を創出するために適切な市場の、両者のバランスを取ることが求められます。過度な規制は責任ある成長、持続可能な成長を妨げるリスクを常にはらみませんが、多くの人々が依然として懸念しているのは、金融危機前の緩い規制に戻るリスクです。銀行もまた、自身の企業文化や行動を決定的に改善することで、信頼と自信を回復させる必要があります。それゆえに、金融セクターは雇用創出と成長の促進者という、もう1つの顔を加える時期にきているのかもしれませんが、これには次のように規制の重点を変更し、アジェンダの修正を行う必要があります。

- 銀行による中小企業、インフラ、貿易金融への融資を促進する。
- 保険会社とその他の長期投資家によるインフラ、中小企業、その他長期投資へ資金提供を促進する。
- 資産運用会社によるインフラ投資を促進する。
- 資本市場を発展させる。

KPMGは、最近発表したレポートでこのアジェンダが何を意味する可能性があるかについて詳細を提示しています¹。

ブリスベン・サミットに向けたFSBのアジェンダ

金融危機以降、金融安定理事会(FSB)と、銀行・保険・証券分野の3つの主要国際規制基準決定当局(バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、証券監督者国際機構)は、核となる4つの問題に集中してきました。

- 資本と流動性の水準・質の向上、レバレッジの制限、リスク・ガバナンスの改善を通じて、強靱な金融機関を構築する。
- 大規模金融機関が納税者の負担による救済(ベイルアウト)に頼らず、秩序ある方法で対処する、強靱性、再建計画、破綻処理計画を通して、「大きすぎて潰せない」問題を終結する。
- リスクへの理解、ノンバンクの信用仲介業務の規制、銀行とシャドーバンキング・セクターとの相互関連性を制限することにより、シャドーバンキングのリスクに対処する。
- デリバティブ市場の安全性を一元決済により高める。

FSBはこれら4つの主要分野の承認を求めてブリスベン・サミットに提起し、今後数年以内にG20レベルの意見やガイダンスなしで詳細が最終決定できることになりました。主要政策は次の目標を掲げています。

1 G20ブリスベン・サミットー金融における新たなアジェンダ、2014年10月

- **「大きすぎて潰せない」問題を終結する**: FSBは、グローバルなシステム上重要な金融機関を対象とする損失吸収力(LAC)についての提案を行いました。この提案には、算入される債務の水準および種類、親会社か各事業子会社かといった組織構造のどこにLACの維持を求めるかという点が含まれています。しかし、高いレベルの原則はブリスベン・サミットで合意されたものの、これらの分野すべてにおいて難しい課題が残っています。
- **クロスボーダーの破綻処理**: FSBは外国法制下で発行された債務のペイルインについて、必要に応じ、グループ全体にまたがってLACを配分できるようにする提案を行いました。また、金融機関が破綻処理に入った際に金融契約のクローズ・アウト、クロス・デフォルトの権利を一時的に中止できるような施策についての提案も行いました。しかしこれらの提案それ自体は、クロスボーダー破綻処理を効果的に行うには十分ではありません。破綻処理を効果的に行うためには、クロスボーダーに適用される一層充実した公的権力と拘束力のあるコミットメント、または国際金融機関の破綻処理が、必要な際に頼れる、より強力で広範囲な国際的合意のどちらかが必要になると考えられます。
- **シャドーバンキング**: FSBはブリスベン・サミットで、情報共有、証券金融取引およびシャドーバンキング・セクターに対する銀行のエクスポージャーについての、アップデートを行いました。しかし、金融危機後の「シャドーバンキング」に対するアプローチは基本的に金融の安定性に対するリスクに集中するべきです。EUのように「規制逃れ」という名目で、少しでも銀行のように見える金融機関すべてに銀行と同じ規制を課すことに焦点をあてるべきではありません。特に新興国においては、消費者にとっても経済成長の促進にとっても、金融においていくつか代替的なチャネルがあることの価値を認識することが重要です。
- **デリバティブ市場の安全性向上**: 法域ごとに相当なばらつきが残っています。店頭(OTC)デリバティブ規制当局グループは、最近特定の未解決課題がどのように解決されたか、または解決される見込みかについて報告を行いました。これは、国際的な整合性が必要とされる重要な分野で、とりわけ金融機関とその顧客双方にとって、分断から生じるコストを減らし、国や地域など複数の整合性のない要件を充足させるコストを減らすために重要です。

FSBはまた、銀行、保険会社および金融市場インフラ以外のシステム上重要な金融機関を明らかにする報告書をブリスベン・サミットに提出しました。現在のところ、システム上重要な資産運用会社、ファイナンス会社、その他金融機関を特定する基準は明確ではありません。そのような金融機関をシステム上重要と指定した後に適用する規制措置については、慎重な検討が求められます。FSBはむしろ、不正行為、システム障害、サイバー・セキュリティといった銀行に対する脅威や、金融セクター内のノンバンク活動による脅威など、次の危機の潜在的要因にもっと焦点をあてるべきだと思われる。

ここでのコメントで示唆するとおり、多くの課題が未解決のままです。金融セクターは規制改革アジェンダの不確実性に依然として悩まされています。より高水準の資本と流動性を求められる点については公知であり、受け入れられていますが、その他の多くの課題は未決定、未解決のままです。G20とFSBは、グローバルな整合性の向上を推進し、国際的またセクターごとに整合性がない規制の複雑さ、コスト、ゆがみをなくし、また規制改革の優先順位を厳格にすることで、金融機関とその顧客がより確実に事業活動を行える環境を提供することを目標としなければなりません。我々はこれまでも、特に欧州において、追加規制のコストが利益を上回る転換点を過ぎていると主張してきました。さらなる規制が経済成長におよぼす最終的な影響は既にマイナスになっているかもしれません²。

2 「Moving on: The scope for better regulation、KPMGインターナショナル、2013年5月」および「銀行規制の進化、KPMGインターナショナル、2014年2月」

結論

G20がこれまで金融システムの安全性、健全性、強靱性の強化を重点課題としてきたのは当然のことでした。しかし、この方向性を今後も変えなかった場合、次の金融危機の可能性を減らすというメリットを上回り得るコストが発生することは否定できません。ここでいうコストとは、規制改革の実施にあたり各法域で整合性が取れないことから生じる局地化・分断化、出口が見えないという不透明感の継続に加え、金融商品・サービスのコスト上昇、アベイラビリティ減少の可能性などです。

我々は規制当局が体勢を立て直し、果敢に次のことを行う時だと考えています。

- 金融規制および雇用と成長に対する累積的な影響に注目する。
- いくつかの規制改革の費用対効果を再評価する。
- 残りのイニシアチブの優先順位をつけ、これらの内容とタイミングについて確実性を上げる。
- 国際規制基準の導入にあたっての不整合を減らす。

一方で、特に銀行は、このセクターに対する人々の信頼を取り戻すため、文化、行動を変革する努力を強める必要があります。今こそ金融セクターがこの変革に取り組む時です。しかし規制当局が立ち止まって、これまで実施してきた金融安定化策の累積的影響を評価することも重要だと思われます。

詳細情報の入手先

Giles Williams

Partner, Financial Services
Regulatory Center of Excellence
EMA Region
KPMG in the UK

電話: +44 20 7311 5354
メール: giles.williams@kpmg.co.uk

Giles WilliamsはKPMG英国のパートナーを務めています。金融サービス規制Center of Excellenceを統括し、欧州、中東、アフリカの規制にフォーカスして、メンバー・ファームの顧客に対して金融危機後の幅広い規制の進化に関する解釈、対応に関して専門的なアドバイスを提供しています。

Pam Martin

Managing Director, Financial Services
Regulatory Center of Excellence
Americas Region
KPMG in the US

電話: +1 202 533 3070
メール: pamelamartin@kpmg.com

Pam Martinは、アメリカ地域の金融サービス規制Center of Excellenceの責任者として、新たな規制に関する課題について影響力のあるオピニオンリーダー的論説を展開する責任を担っています。Pam Martinは金融サービス・セクターにおける35年間の経験があり、連邦準備制度理事会(FRB)銀行監督規制局でシニア・スーパーバイザー・ファイナンシャル・アナリストを務め、リスクマネジメントの強化や、ドット・フランク法165条に基づくリスク・コミッティ規制の策定を行うチームをリードしました。また、FRBが監督する金融機関の新たなリスクを明らかにしたFRBのシステム・リスク・コミッティ・レポートも担当しました。

Simon Topping

Partner, Financial Services
Regulatory Center of Excellence
Asia Pacific (ASPAC) Region
KPMG in China

電話: +852 2826 7283
メール: simon.topping@kpmg.com

Simon Toppingは英国および香港の銀行規制当局で30年間にわたり勤務した後、6年前にKPMG中国に入社しました。現在はアジアおよびグローバルの企業に対し、幅広い規制・リスクマネジメントに関する課題についてアドバイスを行っています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

KPMG ファイナンシャルサービス・ジャパン

financialservices@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書は KPMG インターナショナルが2014年12月に発行した「Frontiers in Finance」の「The G20 summit: Time for reflection on the agenda for financial services」をベースに作成したものです。

翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。